

平成27年度保育園入園案内

1 保育園とは

保護者（児童の父母）が仕事や病気などにより家庭内で保育することができない場合に保護者に代わって保育を行う施設です。

○飯山市の保育園は、平成 27 年度から保育の拡大を行います。

- ・入所年齢を「満 1 歳から」に引き下げます。（めぐみ保育園は 6 ヶ月程度から）
- ・延長保育の時間を「19:00 まで」に延長します。（めぐみ保育園は 19:30 まで）
- ・「土曜日の一日保育」を市内 4 つの保育園で実施します。
- ・「休日（日曜・祝日等）保育」を市内 2 つの保育園で実施します。
- ・保育料の階層区分を細分化し、保護者の負担軽減を図ります。



2 保育の必要性の認定

(1) 認定区分

保育園等の施設を利用するためには、次の区分のうち「2号認定」または「3号認定」を受ける必要があります。

1号認定	3歳以上	幼稚園等での「教育」を希望する子ども
2号認定	3歳以上	下記(2)に該当し、保育園等での「保育」を希望する子ども
3号認定	3歳未満	下記(2)に該当し、保育園等での「保育」を希望する子ども

(2) 保育を必要とする事由

「2号認定」または「3号認定」を受けるためには、下記の要件に該当することが必要です。

事 由	内 容	認定期間
① 就労	家庭外労働…居宅外で仕事をしている場合 家庭内労働…自宅で児童と離れて家事以外の仕事をしている場合	下記(4)または 就労終了まで
② 妊娠・出産	産前3ヶ月、産後1年以内である場合	産後1年間
③ 疾病・障害	病気または心身に障害がある場合	必要期間
④ 介護・看護	同居の親族を常時看護・介助している場合	必要期間
⑤ 災害復旧	災害により損失した居宅の復旧にあたる場合	必要期間
⑥ 求職活動	仕事をする意志があり、求職活動を行っている場合	3ヶ月間
⑦ 就学	大学・専門学校・職業訓練校などに通っている場合	必要期間
⑧ DV・虐待	DVや虐待の恐れがある場合	必要期間
⑨ 育児休業中	育児休業取得前から就労を理由に保育を利用している子どもがおり、継続的な保育が必要な場合	必要期間
⑩ その他	上記のほか、保育の必要性が認められる場合	必要期間

(3) 保育の必要量

「2号認定」または「3号認定」を受ける場合は、保育の必要量によって下記に区分されます。

保育標準時間	1日最大 11 時間利用可能	1ヶ月の就労時間 120 時間以上の場合
保育短時間	1日最大 8 時間利用可能	1ヶ月の就労時間 48 時間以上の場合

(4) 認定期間 および 再認定

認定期間：小学校就学の始期（または満3歳）に達するまでです。（期限付きの場合を除く）

再 認 定：認定内容に変更が生じたとき（認定期間終了時）は、再度認定申請をしてください。

3 保育園に入園できる児童

飯山市の保育園に入園できるのは、次の要件をすべて満たす児童です。

- ①保護者が飯山市に住民票を有する児童。
- ②満1歳に到達した児童。(私立めぐみ保育園は6ヶ月程度から受入可)
- ③前頁の認定区分のうち、「2号認定」「3号認定」を受けた児童。

平成27年度より
満1歳児の保育を開始します。

第1 希望の保育園が未満児
の定員を満たしている場合は
第2 希望以降の園への入所
となります。

4 保育時間および特別保育の実施について

(1) 通常保育

- ①保育標準時間：【月～金】午前7時30分～午後6時30分
- ②保育短時間：【月～金】午前8時30分～午後4時30分

※①と②の保育料は異なります。

階層により金額の差は異なりますが、0～2,000円程度②の方が低くなります。(① ≥ ②)

【土曜日】希望登園日

午前のみ(12:00まで)の保育となり
給食(軽食)はありません。

(2) 延長(長時間) 保育

○市立保育園：午前7時30分～午後7時00分(土曜日の延長保育は朝のみ)

○めぐみ保育園：午前7時00分～午後7時30分

※どちらも別途長時間保育使用料が必要です。

(3) 土曜日保育(拠点園のみ)

保育園に通っている児童で、土曜日も一日(午後まで)保育が必要な児童をお預かりします。

平日は他の保育園に通いながら、土曜日だけ下記の保育園を利用することが可能です。

◆実施園：しろやま保育園、木島保育園、とがり保育園、めぐみ保育園

○保育時間は上記(1)の「通常保育」と同じです。

※利用の際は、昼寝用布団とお弁当をご持参いただきます。(めぐみ保育園は給食があります。)

※延長保育も平日どおりに行います。

(4) 休日保育(拠点園のみ)

保育園に通っている児童で、休日(日曜・祝日等)も保育を必要とする児童をお預かりします。

◆実施園：しろやま保育園、とがり保育園

○保育時間は上記(1)の「通常保育」と同じです。

※利用の際は、昼寝用布団とお弁当をご持参いただきます。

※別途、休日保育使用料が必要です。

(5) 乳児保育(拠点園のみ)

◆実施園：めぐみ保育園のみ

※6ヶ月程度から受入可能ですが、事前にご相談ください。

(6) 障害児保育

心身に障害があり、保育を必要とする児童をお預かります。

※原則として健常児との混合・集団保育となります。

(7) 一時保育

未就園の児童で、一時的に保育を必要とする児童をお預かりします。

※一時保育使用料が必要です。

(8) ならし保育

新規入園児は、入所月に「ならし期間」を設けます。はじめは午前11時頃に降園し、徐々に保育時間を延ばします。勤務の都合等により、早めにならし保育を終了したい場合は、可能な範囲で対応いたしますので、事前にご相談ください。



H26 年度までは **所得税額** (年少控除再計算あり)
H27 年度からは **市民税額** (年少控除再計算なし)
を基準として、保育料が算出されます。



5 保育料の算出方法について

- 父母等の平成 26 年度市民税課税状況及び**市民税額**に応じて決定されます。
- 次の場合は、父母以外の方の税額を加算します。
 - ・父母に所得がない場合（収入額が 103 万円未満の場合など）
 - ・父母以外の方が、入所児童あるいは児童の父母を税金や健康保険等の扶養としている場合
 ※住民票が別れていても、同一住所地内の親族等は対象になります。
- 年齢区分は、平成 27 年 4 月 1 日現在の年齢で 1 年間（4～3 月）分の保育料が決定されます。
- 住民税・所得税の申告義務のある方や確定申告をされる方は、必ず申告期限までに申告の手続きをお願いします。未申告等の場合は、保育料が最高額になる場合があります。

6 保育料等について

平成27年度の保育料や各使用料は、国の基準が決まりしだい（H27.3月頃）、その金額を上限として設定します。そのため、ここでは「平成26年度」の金額を参考として掲載しています。

(1) 飯山市保育料徴収基準額表（平成 26 年度）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収基準額（月額）	
階層区分	定 義		3 歳未満児	3 歳以上児
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯		0 円	0 円
第 2 階層	第 1 階層及び第 4～8 階層を除き、前年度分の市民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	市民税非課税世帯	8,000 円	6,000 円
第 3 階層		市民税課税世帯	14,500 円	12,000 円
第 4 階層	前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	45,000 円未満	24,000 円	20,000 円
第 5 階層		45,000 円以上 125,000 円未満	40,500 円	27,500 円
第 6 階層		125,000 円以上 470,000 円未満	51,500 円	31,500 円
第 7 階層		470,000 円以上 734,000 円未満	53,500 円	35,500 円
第 8 階層		734,000 円以上	55,500 円	37,500 円

(2) 延長（長時間）保育使用料（平成 26 年度）

利用時間		金額（月額）	
月～金曜日	土曜日	全月契約	半月契約
午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分	午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分	1,600 円	800 円
午後 4 時 30 分～午後 5 時 30 分	午後 0 時 00 分～午後 1 時 00 分	1,600 円	800 円
午後 4 時 30 分～午後 6 時 00 分	午後 0 時 00 分～午後 1 時 00 分	2,400 円	1,200 円
午後 4 時 30 分～午後 6 時 45 分	午後 0 時 00 分～午後 1 時 00 分	3,200 円	1,600 円
日々契約		（日額） 400 円	

※半月契約の場合、当月の利用日数は 12 日以内とします。

(3) 休日保育使用料（平成 26 年度は未実施）

(4) 保育料の軽減等（平成 26 年度）

- ①保護者に子が 3 人以上いる場合、「第 3 子以降」に該当する児童の保育料は「無料」となります。
※後日、申請が必要になります。（保育料に滞納がないこと等、要件があります。）
- ②同一世帯から兄弟姉妹が 2 人以上同時に入園している場合は、下記のとおりとなります。

	2 人入園の場合	3 人以上入園の場合	
		第 2～第 4 階層	第 5～第 8 階層
第 1 子（年長者）	軽減なし（全額負担）	100%軽減（負担なし）	50%軽減（半額負担）
第 2 子	50%軽減（半額負担）	50%軽減（半額負担）	50%軽減（半額負担）
第 3 子以降	—	100%軽減（負担なし）	100%軽減（負担なし）

- ③母子世帯等、特に困窮していると市長が認めた世帯で、第 2 階層または第 3 階層に該当する場合は、徴収金基準額が更に軽減されます。

階層区分	徴収金基準額（月額）	
	3 歳未満児	3 歳以上児
第 2 階層	0 円	0 円
第 3 階層	12,500 円	10,000 円





7 飯山市保育園一覧表

(○…実施 ×…未実施 △…要相談)

保育園名	公・私	所在地	定員	受入体制		特別保育事業の実施状況				電話番号 (0269)
				年齢	障害児	延長保育	土曜保育	休日保育	一時保育	
しろやま	公立	飯山 2910-1	60	満1歳	○	7:30 ~ 19:00	一日	○	○	62-5595
あきは	公立	南町 6-7	70	満1歳	○	7:30 ~ 19:00	午前のみ	×	△	62-2461
木島	公立	野坂田 849	100	満1歳	○	7:30 ~ 19:00	一日	×	△	62-5888
秋津	公立	静間 2358	70	満1歳	○	7:30 ~ 19:00	午前のみ	×	△	62-0476
いすみだい	公立	小佐原 6762	70	満1歳	○	7:30 ~ 19:00	午前のみ	×	△	62-5889
常盤	公立	常盤 5256-5	80	満1歳	○	7:30 ~ 19:00	午前のみ	×	△	62-5804
瑞穂	公立	瑞穂 1112	60	満1歳	○	7:30 ~ 19:00	午前のみ	×	△	65-2515
とがり	公立	豊田 4931-1	100	満1歳	○	7:30 ~ 19:00	一日	○	△	65-4250
しらかば	公立	照岡 2721-2	30	満1歳	○	7:30 ~ 19:00	午前のみ	×	△	69-2979
めぐみ	私立	南町 26-17	150	6ヶ月	○	7:00 ~ 19:30	一日	×	○	62-2129

【飯山中央幼稚園：私立：飯山市南町 22-17：62-2679】

↑(土曜日午前のみの保育は希望登園です。)

※ 満1歳からの保育については、在園児の人数や設備等の関係で、受け入れ人数に制限が生じる場合がございます。その際は、第2希望以降の保育園への入所となりますのでご了承ください。

8 受付期間と申し込み先

【受付期間】 平成26年10月27日(月)から11月7日(金)まで

【提出先】 最寄の保育園（または市役所子ども課子育て支援係）

【提出書類】

☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 保育園入園申込書

☐ 平成26年度 所得・課税・扶養証明書（H26.1.1に飯山市に住民票がなかった方のみ）

☐ 保育を必要とする事由を証明する下記の書類

① 就労	☐ 就労状況等証明書（該当欄へ記入し、証明を受けてください。） ※「農業就労」の場合、経営主が「農業所得の申告を行っていない」場合や、「自家用のみの農業」の場合は、就労と認められません。
② 妊娠・出産	☐ 母子手帳の写し（表紙 および 出産予定日が記載されているページ）
③ 疾病・障害	☐ 医師の診断書（写し可） ☐ 障害者手帳などの写し
④ 介護・看護	☐ 医師の診断書（写し可） ☐ 障害者手帳・要介護認定結果の写し
⑤ 災害復旧	（個別に相談）
⑥ 求職活動	☐ 就労状況等証明書（該当欄へ記入してください。）
⑦ 就学	☐ 学生証の写し ☐ 在学証明書 等
⑧ DV・虐待	（個別に相談）
⑨ 育児休業中	☐ 就労状況等証明書（該当欄へ記入し、証明を受けてください。）
⑩ その他	（個別に相談）

9 問い合わせ

○飯山市教育委員会事務局 子ども課 子育て支援係【市役所3階 34番窓口】

電話（0269）62 - 3111（内線 363・364）

E-mail kodomo@city.iiyama.nagano.jp

○市内各保育園

